第百五十九条第二号中「第百五十七条の四まで及び第百五十七条の六から前条まで」を「第百五十七条の五まで、第百五十七条の七第一項、第百五十七条の九、第百五十七条の十第一項、第百五十七条の十一及び前条」に改める。

第百六十一条第四号中「第百三十一条の十第一項」を「第百三十二条の八第一項」に改め、同条第五号中「第百三十一条の十三第一項」を「第百三十二条の十一第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

六　第百三十二条の二十一の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百六十二条を第百六十三条とし、第百六十一条の次に次の一条を加える。

第百六十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第百三十二条の三十二第一項又は第百三十二条の七十六第一項（第百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

二　正当な理由がないのに第百三十二条の三十二第二項又は第百三十二条の七十六第二項（第百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者

（運輸安全委員会設置法の一部改正）

第三条　運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七十六条第一項各号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七十六条第一項各号に掲げる事故

二　航空法第百三十二条の九十第一項各号に掲げる事故であつて、国土交通省令で定める重大なもの

第八条第四項第三号中「航空機の」を「無人航空機（以下この号並びに第十八条第二項第一号及び第四号において「航空機等」という。）若しくは航空機等の」に改める。

第十八条第二項第一号中「航空機の使用者、航空機設計者等（航空機又は航空機等の使用者、航空機等設計者等（航空機等又は航空機等」に改め、「乗り組んでいた者」の下に「、無人航空機の飛行を行つた者」を加え、「人命又は航空機」を「人命又は航空機等」に改め、同項第四号中「航空機の」を「航空機等の」に、「航空機設計者等」を「航空機等設計者等」に、「航空機、」を「航空機等」に改める。

第二十条中「若しくは第七十六条の二」を「、第七十六条の二、第百三十二条の二十一、第百三十二条の九十第二項若しくは第百三十二条の九十一」に改める。

（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部改正）

第四条　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第九条の二」に、「第二十条」を「第二十二条」に改める。

第七条第一項中「、第四十九条」の下に「、第五十条、」を加え、「「第四十九条、第五十条並びに」と、「第五項並びに第百三十一条の二の五」とあるのは「第五項」に改め、同条第二項中「第四十七条の三まで」の下に「及び第百三十一条の二の五」を、「国管理空港運営権者が遵守すべき」の下に「と、同法第百三十一条の二の五第一項及び第二項中「空港等の設置者」とあるのは「国管理空港運営権者」と、同条第一項中「当該空港等」とあるのは「当該空港」を加え、同条第四項及び第五項中「までの規定及び」を「まで及び第百三十一条の二の五の規定並びに」に改める。

第二章中第九条の次に次の一条を加える。

（空港整備事業に係る資金の貸付け）

第九条の二　国土交通大臣は、航空運送事業基盤強化方針（航空法第百十一条の七第一項に規定する航空運送事業基盤強化方針をいう。）を定めた場合においては、当該航空運送事業基盤強化方針に基づき、予算の範囲内において、民間資金法第七十二条第一項の規定により、国管理空港運営権者に対し、当該国管理空港運営権者が実施する特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百五十九条の三第二項に規定する空港整備事業（空港の設置、改良及び災害復旧並びに維持その他の管理に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止その他の措置に関する事業に限る。）に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けるものとする。

第十二条第一項中「講ずべきこと」の下に「、同法第百三十一条の二の五第一項及び第二項中「空港等の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同条第一項中「当該空港等」とあるのは「当該空港」と」を加える。

第二十条を第二十二条とする。

第十九条中「国管理空港運営権者の役員又は職員がその国管理空港運営権者」を「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人」に、「前二条」を「第十七条から前条まで」に、「国管理空港運営権者に」を「法人又は人に」に、「刑」を「罰金刑」に改め、同条を第二十一条とし、第十八条を第二十条とし、第十七条を第十九条とし、第五章中同条の前に次の二条を加える。

第十七条　第七条第二項において準用する航空法第百三十一条の二の五第九項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第七条第二項において準用する航空法第百三十一条の二の五第四項の規定に違反して、同項の検査を受けずに同条第一項に規定する危険物等所持制限区域内に立ち入つたとき。

二　第七条第二項において準用する航空法第百三十一条の二の五第六項の規定に違反して、同項の検査を受けずに航空機に搭乗したとき。

附則第六条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」を「第二項」に、「及び第四十七条の三」を「、第四十七条の三及び第百三十一条の二の五」に、「第二項に」を「第三項に」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項」に、「及び第四十七条の三」を「、第四十七条の三及び第百三十一条の二の五」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「及び第四十七条の三の」を「、第四十七条の三及び第百三十一条の二の五の」に改め、「当該民間航空専用施設」とあるのは「当該民間航空専用施設」と」の下に「、同法第百三十一条の二の五第一項及び第二項中「空港等の設置者」とあるのは「共用空港運営権者」と、同条第一項中「当該空港等」とあるのは「当該民間航空専用施設」と」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

航空法附則第六条の規定は、共用空港運営権者が共用空港特定運営事業を実施する場合については、適用しない。

附則第十九条を削り、附則第十八条を附則第二十条とする。

附則第十七条中「附則第十四条第十二項」を「附則第十六条第十二項」に改め、同条を附則第十九条とする。

附則第十六条中「附則第十四条第二項第三号」を「附則第十六条第二項第三号」に改め、同条を附則第十八条とする。

附則第十五条第一項中「附則第十四条第二項第三号」を「附則第十六条第二項第三号」に改め、「講ずべきこと」と」の下に「、同法第百三十一条の二の五第一項及び第二項中「空港等の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同条第一項中「当該空港等」とあるのは「当該空港」と」を加え、同条を附則第十七条とし、附則第十四条を附則第十六条とし、附則第十三条を附則第十五条とし、附則第十二条を附則第十四条とする。

附則第十一条中「共用空港運営権者の役員又は職員がその共用空港運営権者」を「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人」に、「前二条」を「附則第九条から前条まで」に、「共用空港運営権者に」を「法人又は人に」に、「刑」を「罰金刑」に改め、同条を附則第十三条とする。